

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等地元協議会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉中部環境保全組合（以下、「組合」という。）は、鴻巣市郷地安養寺地内の新たなごみ処理施設等の円滑な整備及び運営に資するため、埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等地元協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、地元住民と組合が、相互に理解を深め、地域環境の保全及び安全・安心の確保並びにごみ処理施設の円滑な整備及び運営に資するための協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 生活環境の保全に関する事項
- (2) その他新施設の整備等に必要な事項

(委員)

第4条 協議会の委員は、30人以内にて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 地元自治会の代表者
- (2) 土地改良区の代表者
- (3) 農業委員等農業関係の代表者
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第5条 前条に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は会長が招集し、議長は会長が務める。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第 8 条 会議の公開又は非公開の決定は、会長が協議会に諮って行うものとする。

(意見の聴取等)

第 9 条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(経費)

第 10 条 協議会の運営に必要な経費は、補助金及び雑収入をもって充てる。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務局は、埼玉中部環境保全組合に置く。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。